

# 国際教養大学学則

## 目 次

### 第1章 総則

第1節 目的等（第1条－第6条）

第2節 運営組織（第7条－第22条）

第3節 学年、学期及び休業日（第23条－第25条）

### 第2章 学部通則

第1節 修業年限及び在学年限（第26条－第27条）

第2節 入学（第28条－第36条）

第3節 授業科目、履修方法等（第37条－第43条）

第4節 休学、復学、転学、転課程、留学、退学及び除籍（第44条－第51条）

第5節 卒業及び学位（第52条－第53条）

第6節 授業料等（第54条）

第7節 福利厚生施設（第55条）

第8節 賞罰（第56条－第57条）

第9節 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び外国人留学生  
（第58条－第63条）

### 第3章 共同研究及び受託研究（第64条）

### 第4章 大学開放（第65条）

### 第5章 補則（第66条）

## 附 則

## 第1章 総 則

## 第1節 目的等

## (目的)

第1条 国際教養大学（以下「本学」という。）は、英語をはじめとする外国語の卓越した運用能力、豊かな教養及びグローバルな知識を身につけた実践力ある人材を養成し、国際社会及び地域社会に貢献することを目的とする。

## (自己評価)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学の教育研究の活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果の概要を公表するものとする。

- 2 本学に、前項の点検及び評価を行うため、国際教養大学自己評価委員会を置く。
- 3 国際教養大学自己評価委員会に関し必要な事項は、別に定める。

## (外部評価)

第2条の2 本学は、教育研究水準の向上を図るとともに、第1条の目的及び社会的使命を達成するため、本学の重要な教育研究の活動等の状況について外部評価を行い、その結果の概要を公表するものとする。

- 2 本学に、前項の評価を行うため、国際教養大学外部評価委員会を置く。
- 3 国際教養大学外部評価委員会に関し必要な事項は、別に定める。

## (学部、学科、入学定員及び収容定員)

第3条 本学に、国際教養学部を置く。

- 2 前項に規定する学部には置く学科並びにその入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部・学科等	入学定員	編入学定員		収容定員
		2年次	3年次	
国際教養学部				
国際教養学科	175人	8人	2人	728人
計	175人	8人	2人	728人

- 3 前項に規定する学部には置く学科の人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

学 科	人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的
国際教養学科	国際教養学科は英語をはじめとする外国語の卓越した運用能力、広範な知識と物事の本質を見抜く洞察力を身につけた実践力のある人材を養成し、国際社会と地域社会に貢献することを目的とする。

## (大学院)

第3条の2 本学に大学院を置く。

- 2 大学院に関する学則は別に定める。

(図書館)

第4条 本学に、本学の教育研究の活動に必要な学術情報資料を収集し、管理し、及び提供するほか、学修及び研究のための充実した環境を提供するため、図書館を置く。

2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(国際教養教育推進機構)

第5条 本学に、国際教養教育に係るカリキュラムの発展及び学修環境の整備を推進するため、国際教養教育推進機構を置く。

2 国際教養教育推進機構に関し必要な事項は、別に定める。

(アジア地域研究連携機構)

第5条の2 本学に、アジア及び地域に関する調査研究を行い、アジアと地域が抱える課題の解決と地域活性化に資するため、アジア地域研究連携機構を置く。

2 アジア地域研究連携機構に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第6条 本学に、総務、企画、会計、施設、入学者選抜、教務、国際交流、学生の厚生補導、留学生支援及び就職等に関する事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

## 第2節 運営組織

(教職員)

第7条 本学に教員、一般職員、専門職員その他の必要な教職員を置く。

2 本学の教員は、教授、准教授、助教、助手及び講師並びに特任教員、客員教員及び非常勤教員とする。

3 教職員の任免、任期及び給与その他必要な事項については、別に定める。

(学長)

第8条 学長は、本学の最高責任者として、本学を代表するとともに、校務をつかさどり、教職員を統括する。

2 学長は、本学に関する重要事項を直接に執行し、又はその一部を教職員に行わせることができる。

(副学長)

第9条 本学に、必要に応じ、副学長を置くことができる。

2 副学長は、学長の職務遂行に当たり、これを補佐する。

(学部長)

第10条 本学の学部に、必要に応じ、学部長を置くことができる。

2 学部長は、当該学部の教授をもって充て、当該学部に関する校務をつかさどる。

(学科長)

第11条 学部の学科に学科長を置き、当該学科の教授をもって充てる。

2 学科長は、当該学科に関する校務をつかさどる。

(図書館長)

第12条 図書館に図書館長を置き、教授又は特任教授をもって充てる。

2 図書館長は、図書館に関する校務をつかさどる。

(国際教養教育推進機構長)

第13条 国際教養教育推進機構に国際教養教育推進機構長を置き、教授又は特任教授をもって充てる。

2 国際教養教育推進機構長は、国際教養教育推進機構に関する校務をつかさどる。

(アジア地域研究連携機構長)

第13条の2 アジア地域研究連携機構にアジア地域研究連携機構長を置き、教授又は特任教授をもって充てる。

2 アジア地域研究連携機構長は、アジア地域研究連携機構に関する校務をつかさどる。

(学生部長)

第14条 本学に学生部長を置き、専任教員をもって充てる。

2 学生部長は、学生生活の支援に関する校務をつかさどる。

(学長等の選考の方法等)

第15条 学長、副学長及び第10条から前条までに掲げる者の選考の方法、任期その他必要な事項については、別に定める。

(事務局長)

第16条 事務局に事務局長を置く。

2 事務局長は、事務局の事務をつかさどり、職員を指揮監督する。

(名誉教授)

第17条 本学の創設若しくは発展に寄与した者又は本学に多年にわたり勤務した者であって、教育上又は学術研究上特に功績のあったものに対し、名誉教授の称号を授与することができる。

2 名誉教授の称号の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(客員教授等)

第18条 本学に客員教授、客員准教授及び客員研究員を置くことができる。

2 客員教授、客員准教授及び客員研究員に関し必要な事項は、別に定める。

(特任教員)

第19条 本学に特任教員として、特任教授及び特任准教授を置くことができる。

2 特任教員に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第20条 本学に教授会を置く。

2 教授会は、学長、教授、准教授、助教及び講師をもって組織する。ただし、学長又は教授会が必要と認めたときは、当該教授会にその他の教職員を加えることができる。

3 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び卒業

(2) 学位の授与

(3) 学長から諮問を受けた、教育研究に関する重要事項

4 学長は、教授会を主宰する。

5 教授会に議長を置き、学長又は学長が指名する者をもって充てる。

6 前各号に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第21条 本学に入学試験委員会その他の委員会を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(トップ諮問会議)

第22条 本学にトップ諮問会議を置く。

2 トップ諮問会議は、本学の運営に関する重要事項について、学長の諮問に応じて審議し、学長に対し提言又は助言を行う。

3 トップ諮問会議に関し必要な事項は、別に定める。

### 第3節 学年、学期及び休業日

(学年)

第23条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第24条 学年を次の2期に分ける。

春学期 4月1日から8月31日まで

秋学期 9月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第25条 授業を行わない日(以下「休業日」という。)は、次のとおりとする。ただし、必要がある場合は、これを変更し、臨時に休業日を設け、又は休業日においても授業を行うことができる。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日

(3) 夏季休業(8月1日から8月31日までの間)

(4) 冬季休業(1月1日から3月31日までの間)

## 第2章 学部通則

### 第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第26条 本学の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第27条 学生は、8年(第33条から第35条までの規定により入学した学生、第4

8条第1項の規定により転課程をした学生又は第49条第1項の規定により留学をした学生にあっては、それぞれ第36条、第48条第2項又は第49条第2項の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数)を超えて在学することができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、学生が職業を有している等の事情により、在学年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育計画を履修し、卒業することを申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。
- 3 前項に関し、必要な事項は別に定める。

## 第2節 入学

(入学の時期)

第28条 入学の時期は、春学期又は秋学期の始めとする。

(入学資格)

第29条 本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 文部科学大臣の指定した専修学校の高等課程を修了した者
- (4) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験(または旧大学入学資格検定)に合格した者
- (8) その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

- 2 前項の規定にかかわらず、外国人留学生選抜に出願し、かつ、第59条の規定に基づき科目等履修生として入学を許可された者

(入学の志願の手続)

第30条 本学への入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、所定の期日までに、別に定める書類を添えた入学願書その他の必要書類を学長に提出するとともに、所定の入学検定料を納付しなければならない。

(入学者の選考)

第31条 入学志願者に対しては、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第32条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、別に定める書類を学長に提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

- 2 学長は、前項に規定する入学手続を完了した者について、教授会の意見を聴いた上

で、入学を許可する。この場合において、別に定めるところにより入学料の減免等の許可を受けた者は、入学料を納付した者とみなす。

(編入学)

第33条 次の各号のいずれかに該当する者で本学への入学を志願するものがあるときは、欠員の状況等により、教授会の意見を聴いた上で、選考の上、学長が相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 大学を卒業し、又は退学した者
- (2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者
- (3) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者
- (4) 一般選抜試験を受験した者のうち、別に定めるところにより、第59条の規定に基づき科目等履修生として入学を許可された者で、かつ、所定の単位を取得した者

(再入学)

第34条 第50条第1項の規定により退学を許可された者で本学の同一の課程に再入学を志願するものがあるときは、欠員の状況等により、教授会の意見を聴いた上で、学長が相当年次に入学を許可することができる。

(転入学)

第35条 他の大学に在学している学生で本学への転入学を志願するものがあるときは、欠員の状況等により、教授会の意見を聴いた上で、選考の上、学長が相当年次に入学を許可することができる。

(編入学等の場合の取扱い)

第36条 前3条の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及びその単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学長が決定する。

### 第3節 授業科目、履修方法等

(授業科目)

第37条 本学の授業科目の種類及びその単位数並びに学生が修得すべき単位数は、次に掲げる科目別に区分して定めるものとする。

- (1) 卒業単位認定科目でその履修を義務付けられているもの（以下「必修科目」という。）
- (2) 卒業単位認定科目で選択によりその履修をすることができるもの（以下「選択科目」という。）
- (3) 卒業単位認定科目以外の科目

2 各授業科目の配当年次、履修方法その他必要な事項は、別に定める。

(副専攻)

第37条の2 本学の授業科目の中から指定された特定分野の授業科目を一定以上履修

した者に対し、副専攻としてその学習成果を認定することができる。

2 副専攻に関し必要な事項は、教育研究会議の議を経て学長が定める。

(単位の計算方法)

第38条 各授業科目の1単位は45時間の学修を必要とする内容をもって構成し、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

ただし、英語教育(EAP)科目については別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第38条の2 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(単位の授与)

第39条 授業科目を履修した者の当該科目の修了の認定は、実施した試験、出欠状況及びその他の審査等の総合評価によるものとし、合格と認められた学生には、所定の単位を与えるものとする。

2 前項の試験及び審査の方法に関し、必要な事項は別に定める。

(成績の評価)

第40条 前条の成績は、A+、A、A-、B+、B、B-、C+、C、C-、D+、D及びFをもって表し、A+～Dを合格とし、Fを不合格とする。

2 前項の評価に関し、必要な事項は別に定める。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第41条 本学の学生は、原則として、在学中に1年以上、別に定める外国の大学との提携により授業科目を履修するものとする。

2 学長は、教育上有益と認めるときは、国内の他の大学又は短期大学(以下「他の大学等」という。)又は第1項に定める大学以外の外国の大学との協定に基づき、学生に当該他の大学等の授業科目を履修させることができる。

3 前2項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、60単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認めることができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第42条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により当該大学において履修したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(遠隔授業)

第42条の2 学長は、教育上有益と認めるときは、多様なメディアを高度に利用して、



教室等以外の場所で学生に授業科目を履修させることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、60単位を超えないものとする。
- 3 第一項の規定により実施する授業科目については、学長が学期毎に定め学生に通知するものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第43条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学等又は外国の大学において修得した単位(科目等履修により修得した単位を含む。)を本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転入学の場合を除き、第41条第3項及び前条第2項の規定による単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

#### 第4節 休学、復学、転学、転課程、留学、退学及び除籍

(休学)

第44条 学長は、疾病その他やむを得ない理由により引き続き2月以上修学することができない学生について、その者の願い出により、休学を許可することができる。

- 2 学長は、疾病のため修学することが適当でないと認められる学生について、休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第45条 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、学長は、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学の期間の延長を認めることができる。

- 2 休学の期間は、通算して4年を超えることができない。
- 3 休学の期間は、第27条に規定する在学年限に算入しない。

(復学)

第46条 第44条の規定により休学した学生は、休学期間満了後、学期の初めにおいて復学する。

- 2 学長は、学生の休学期間中にその理由が消滅したときは、その者の願い出により、復学を許可することができる。

(転学)

第47条 他の大学等又は外国の大学に入学をすることを志願する学生は、学長の許可を受けなければならない。

#### 第48条 削除

(留学)

第49条 学長は、第41条第1項の提携による留学のほか、外国の大学に留学をすることを志願する学生があるときは、これを許可することができる。

- 2 前項の許可を得て留学をした学生の本学に在学すべき年数については、学長が決定

する。

(退学)

第50条 学長は、退学しようとする者について、その願い出により、これを許可することができる。

2 学長は、所定の成績評価を得られない者又は著しく学業を怠り成業の見込みがないと認められる者に対し、退学を勧告することができる。

3 前項に関し、必要な事項は別に定める。

(除籍)

第51条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者を、除籍することができる。

(1) 第27条に規定する在学年限を超えた者

(2) 第45条第2項に規定する休学の期間を超えてなお復学することができない者

(3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(4) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

## 第5節 卒業及び学位

(卒業)

第52条 本学に4年(第33条から第35条までの規定により入学した学生、第48条第1項の規定により転課程をした学生又は第49条第1項の規定により留学をした学生にあっては、それぞれ第36条、第48条第2項又は第49条第2項の規定により定められた在学すべき年数)以上在学し、所定の授業科目を履修し、及び別に定めるところにより124単位以上の単位を修得した学生については、教授会の意見を聴いた上で、学長が卒業を認定する。ただし、在学期間に関しては、別に定めるところにより、優秀な成績と認められる者にあつては、3年(第41条第1項の期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

2 卒業の時期は、春学期又は秋学期の終わりとする。

(学位)

第53条 卒業した者には、学科の区分に従い学位を授与する。

国際教養学科 学士(国際教養)

2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(教育職員免許)

第53条の2 教育職員の免許状を受ける資格を取得しようとする学生は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める単位を修得しなければならない。

2 本学において取得できる教育職員の免許状の種類及び免許教科は、次のとおりとする。

学部	学科	免許状の種類	免許教科
国際教養学部	国際教養学科	高等学校教諭一種免許状	英語

3 第1項の資格の取得に必要な授業科目は、別に定める。

#### 第6節 授業料等

第54条 本学の授業料、入学料及び入学検定料の額、徴収方法及び納付の減免又は徴収の猶予に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第7節 福利厚生施設

第55条 本学に、学生の福利厚生に資するため、保健室、学生相談室その他の福利厚生施設を置く。

2 福利厚生施設に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第8節 賞罰

(表彰)

第56条 学長は、他の模範となる学生を、表彰することができる。

(懲戒)

第57条 学長は、この規則若しくは本学の諸規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者を、懲戒することができる。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

#### 第9節 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び外国人留学生

(研究生)

第58条 学長は、本学において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育及び研究に支障のない場合に限り、教授会の意見を聴いた上で、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 前項の志願をすることができる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究期間は、1年以内の期間とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を延長することができる。

(科目等履修生)

第59条 学長は、本学において特定の授業科目を履修することを志願する者がいるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、教授会の意見を聴いた上で、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 前項の志願をすることができる者は、高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 科目等履修生の履修期間は、1年以内の期間とする。

4 科目等履修生には、第39条及び第40条の規定を準用して単位を与えることができる。

(聴講生)

第60条 学長は、本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者がいるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、教授会の意見を聴いた上で、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、聴講生に準用する。

(特別聴講学生)

第61条 学長は、他の大学等に在学している学生で本学において授業科目を履修することを志願する者がいるときは、教授会の意見を聴いた上で、当該他の大学等との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生には、第39条及び第40条の規定を準用して単位を与えることができる。

(外国人留学生)

第62条 学長は、外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学することを志願するものがあるときは、教授会の意見を聴いた上で、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に対しては、第37条の規定によるほか、日本語に関する授業科目を設けることができる。

(研究生等に関する規定)

第63条 第58条から前条までに定めるもののほか、研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

### 第3章 共同研究及び受託研究

第64条 教職員は、本学の学術研究に資するため、学長の承認を得て、民間会社、地方公共団体その他の法人（以下「民間会社等」という。）の研究者との共同研究及び民間会社等からの受託研究を行うことができる。

2 共同研究及び受託研究に関し必要な事項は、別に定める。

### 第4章 大学開放

第65条 広く教育の機会を提供し、国際社会及び地域社会の発展に寄与するため、公開講座の開催、大学サテライトの設置、その他の大学開放の事業を行うことができる。

2 大学開放の事業に関し必要な事項は、別に定める。

### 第5章 補則

第66条 この学則の施行に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、平成16年度入学者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成17年9月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、平成16年度入学者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、平成16年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程の改正は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第3条の規定にかかわらず、平成20年度から平成22年度までの各年度の入学定員、編入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

学部・学科等	平成20年度			平成21年度		
	入学定員	編入学定員 (2年次)	収容定員	入学定員	編入学定員 (2年次)	収容定員
国際教養学部						
グローバル・ビジネス課程	60人	2人	202人	60人	2人	224人
グローバル・スタディズ課程	90人	3人	313人	90人	3人	346人
計	150人	5人	515人	150人	5人	570人

学部・学科等	平成22年度		
	入学定員	編入学定員 (2年次)	収容定員
国際教養学部			
グローバル・ビジネス課程	60人	2人	236人
グローバル・スタディズ課程	90人	3人	359人
計	150人	5人	595人

- 3 改正後の別表の規定は、平成20年度入学者から適用し、平成19年度以前の入学者については、従前どおりとする。ただし、平成20年度以降、平成19年度以前の入学者に対して追加される授業科目及びその単位数については、教育研

研究会の議を経て学長が定めるものとする。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 第40条の改正は、平成21年9月1日から施行する。
- 第3条の改正は、平成22年4月1日から施行する。ただし、同条の規定にかかわらず、平成22年度から平成23年度までの各年度の入学定員、編入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

学部・学科	平成22年度			
	入学定員	編入学定員		収容定員
		2年次	3年次	
国際教養学部				
グローバル・ビジネス課程	60人	3人	1人	238人
グローバル・スタディズ課程	90人	5人	1人	362人
計	150人	8人	2人	600人

学部・学科	平成23年度			
	入学定員	編入学定員		収容定員
		2年次	3年次	
国際教養学部				
グローバル・ビジネス課程	60人	3人	1人	250人
グローバル・スタディズ課程	90人	5人	1人	375人
計	150人	8人	2人	625人

附 則

- この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 第3条の改正は、平成23年4月1日から施行する。ただし、同条の規定にかかわらず、平成23年度から平成25年度までの各年度の入学定員、編入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

学部・学科	平成23年度			
	入学定員	編入学定員		収容定員
		2年次	3年次	
国際教養学部				
グローバル・ビジネス課程	70人	3人	1人	260人
グローバル・スタディズ課程	105人	5人	1人	390人
計	175人	8人	2人	650人

学部・学科	平成24年度			
	入学定員	編入学定員		収容定員
		2年次	3年次	
国際教養学部				
グローバル・ビジネス課程	70人	3人	1人	260人
グローバル・スタディズ課程	105人	5人	1人	390人
計	175人	8人	2人	650人

国際教養学部				
グローバル・ビジネス課程	70人	3人	1人	271人
グローバル・スタディズ課程	105人	5人	1人	407人
計	175人	8人	2人	678人

学部・学科	平成25年度			
	入学定員	編入学定員		収容定員
		2年次	3年次	
国際教養学部				
グローバル・ビジネス課程	70人	3人	1人	281人
グローバル・スタディズ課程	105人	5人	1人	422人
計	175人	8人	2人	703人

附 則

- この学則は、平成24年1月1日から施行する。
- 第1章第2節第13条の3の東アジア調査研究センター長については、当分の間学長をもって充てることができる。

附 則

この学則は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年9月10日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は令和3年4月1日から施行する。
- 第1章第1節第3条第2項は改正後の規定にかかわらず、令和3年から令和5年までの各年度の入学定員、編入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

学部・学科等	令和3年度			
	入学定員	編入学定員		収容定員
		2年次	3年次	
国際教養学部				
グローバル・ビジネス課程	-	3人	1人	221人
グローバル・スタディズ課程	-	5人	1人	332人
国際教養学科	175人	-	-	175人
計	175人	8人	2人	728人

学部・学科等	令和4年度			
	入学定員	編入学定員		収容定員
		2年次	3年次	
国際教養学部				
グローバル・ビジネス課程	-	-	1人	148人
グローバル・スタディズ課程	-	-	1人	222人
国際教養学科	175人	8人	-	358人
計	175人	8人	2人	728人

学部・学科等	令和5年度			
	入学定員	編入学定員		収容定員
		2年次	3年次	
国際教養学部				
グローバル・ビジネス課程	-	-	-	74人
グローバル・スタディズ課程	-	-	-	111人
国際教養学科	175人	8人	2人	543人
計	175人	8人	2人	728人

- 3 国際教養学部グローバル・ビジネス課程及びグローバル・スタディズ課程は、改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、当該課程に学生が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 国際教養学部グローバル・ビジネス課程及びグローバル・スタディズ課程が存続するまでの間、課程長を置き、グローバル・ビジネス領域長がグローバル・ビジネス課程長を、グローバル・スタディズ領域長がグローバル・スタディズ課程長を兼ねるものとする。
- 5 第48条及び第53条の規定は、改正後の規定にかかわらず、令和3年3月31日に在学する者（以下、「本学在学者」という。）及び同年4月1日以



降に本学在学者の属する年次に編入学、再入学、転入学、転課程する者については、なお従前の例による。